

裁判所書記官印

証人調書

(この調書は、第22回口頭弁論調書と一体となるものである。)

事件の表示 平成16年(行ウ)第14号
期日 平成21年10月15日 午後1時30分
氏名 花輪伸一
年齢 60歳
住所 神奈川県
宣誓その他の状況 裁判長(官)は、宣誓の趣旨を説明し、証人が偽証をした場合の罰を告げ、別紙宣誓書を読み上げさせてその誓いをさせた。

陳述の要領

別紙速記録のとおり

せん せい
宣 誓

りょうしん したが しんじつ の なにごと
良 心に従って真実を述べ、何事

かく いつわ の
も隠さず、偽りを述べないことを
ちか
誓います。

氏名 一之輪伸一 印



速記録 (平成21年10月15日 第22回口頭弁論)

事件番号 平成16年(行ウ)第14号

証人氏名 花輪伸一

原告ら代理人(大木)

甲C第81号証及び甲D第22号証を示す

1 これらの意見書はどなたが作成されましたか。

私が作成しました。

2 これらの意見書を作成するに当たって参考にした書類、資料というものは各々の2ページ目に書いてあるとおりでよろしいでしょうか。

はい、間違いございません。

3 証人は現地へ行かれていますね。

はい、行っています。

本速記録末尾添付書面の図1を示す

4 これがそのときに撮られたものですか。

はい、これはそのときに私が撮影しました。

5 南摩ダムの建設予定地、それから湯西川ダムの建設予定地、これは両方とも行っているということでよろしいですね。

はい、両方行っています。

6 では、これらの意見書に沿って聞いていきますけれども、今日証人が証言される内容は本訴記録末尾添付書面の図2のとおりでよろしいでしょうか。

はい。

本訴記録末尾添付書面の図2を示す

7 こういった内容ですね。

はい、そうです。

本訴記録末尾添付書面の図3及び図4を示す

8 証人の経歴は、ここに書いてあるとおりでよろしいでしょうか。

はい。

9 簡単に説明してください。

私は1949年に仙台市で生まれて、東北大学理学部生物学科、それから、東京農工大学の大学院修士課程を卒業しています。専門は、動物生態学、それから自然保護学ということでございます。その後、日本野鳥の会及び世界自然保護基金ジャパン、WWFジャパンに勤めて現在に至っております。これまで、環境アセスメントの関係では、湿地関連では諫早干拓ですか藤前干潟の埋立て、あるいは吉野川架橋などについて意見書を出しています。また、沖縄関連では新石垣空港、それから、普天間飛行場代替施設、浦添埠頭の埋立て、それから、アセス学会の沖縄大会シンポジウムでは講演をいたしております。また、環境省の戦略アセス検討会での意見陳述等を行なってきました。それで、沖縄、あるいは湿地に関する著作としては、ここに挙げたようなものがございます。

10 意見書は、証人が、大学、大学院、日本野鳥の会、それからWWF Jの活動で得られた専門的知識を基に作成されたものということでよろしいですね。

はい、そうです。

本速記録末尾添付書面の図5及び図6を示す

11 では、まず、環境アセスメントについて説明してください。

環境アセスメントというのは、最初、アメリカ合衆国の方で開発され使われるようになりました。NEPA、国家環境政策法といいまして、1969年に制定され、1970年から試行されています。これは、環境に影響を与える国の行為に関しては詳細な環境報告書が必要であるということが定められています。これは、土木工事等だけではなく、法律や勧告、提案その他にまで及ぶという特徴があります。

すなわち、開発が環境に与える大きな影響を未然に防止するという目的でNEPAが定められたわけです。それで、日本では1960年代に公害あるいは自然破壊を未然に防止していくという考え方のもとで環境アセスメントの導入が図られるようになりましたが、最初は1972年に閣議了解のもとで各種公共事業にかかる環境アセスが行なわれるようになったわけです。しかしながら、環境影響評価法という法律に関しては、1981年ころに複数回国会に提出されましたが、反対が多くて1983年に廃案になるという経過がありました。それで、廃案になったものですから、1984年に改めて閣議決定ということで、通称閣議アセスと呼ばれる行政指導のもとで環境アセスメントが行なわれるようになったわけです。そして、実際に環境影響評価法が制定されるのは、大分後になって、1997年のことですね。そして、1999年からこの環境影響評価法が施行されているわけです。

本速記録末尾添付書面の図7を示す

12 環境アセスメントの目的について、ちょっと説明していただけますか。

環境アセスメントの目的というのは、環境変化の可能性を住民に知らせるということが1つの目的です。これは、開発の経済的なメリット、それから、開発による環境悪化のデメリットを明確にして住民に知らせるということですね。それからもう1つは、意志決定の判断材料を提供するという意味合いも持っています。これは、事業者と住民、工事をする事業者とそこに住んでいる住民の方々が合意を形成する、そのための手段として使われるということあります。この2つが環境アセスメントの大きな目的と言われているわけです。

本速記録末尾添付書面の図8を示す

13 環境アセスメントの内容はどんなものでしょうか。

アセスメントの内容は、大きな項目として3つあります、1つは調

査ですね。科学的な方法で環境や生物の調査を行なう、これは後で第三者が検証できるように調査を行なうという意味が含まれています。それから、調査結果に基づいて環境や生物の影響を予測する、これが影響予測になります。2番目ですね。それから、3番目としては評価があります。環境影響予測結果に基づいて、この事業は環境にどのような影響を与えるのかを判断して事業を見直すという意味合いを含んでおります。これがアセスメントの内容の3本柱になっています。

本速記録末尾添付書面の図9を示す

14 本件訴訟で問題となっているダム事業については、どうして環境アセスメントが必要なんでしょうか。

ダムの場合には、ダム本体の工事、それから関連の工事ですね、道路を付け替えたりする、これが極めて大規模に行なわれる例が多いということです。2番目としては、ダム建設によって上流のほうではダム湖ができる、そして自然に砂がたまっていく、それから、ダムの下流のほうでは、ダムによる流量調整によって水の流れが大きく変わります。そうしますと、下流域全体、それから海岸に掛けてまで大きな影響を及ぼすことになります。土砂の流れる量が変わってきたり、川を通じて海に流れてくる栄養分の量が変わったりするという大きな影響が出ます。また、3番目としては、ダム建設に関して、賛成、反対ですね、水没地域の方々の移転問題、補償問題で対立するということが起きやすい、地域社会の分断が起こりやすく、場合によっては共同体が崩壊したりする、こういったことが起きるわけです。したがいまして、ダムの建設に当たっては、その影響がどのくらいのものなのか、科学的かつ適正に評価をする必要があるわけで、このために環境アセスメントというものは不可欠なものというふうになっています。

本速記録末尾添付書面の図10を示す

15 では、本件で問題になっています湯西川ダム建設事業について、環境アセスメントはどのような根拠に基づいて行なわれたんでしょうか。

湯西川ダムに関しましては、1972年の閣議了解に基づいて建設省のほうでお作りになった1978年の技術指針案というものに基づいてダムに関して環境アセスメントが行なわれるようになっております。それから、これはまた後で申し上げますけれども、南摩ダムに関しては、1984年の閣議決定、いわゆる閣議アセスの後で定められた1985年の技術指針、これによって南摩ダム評価書が作成されています。

本速記録末尾添付書面の図11を示す

16 では、湯西川ダムについての評価書について聞いていきます。この写真と地図を説明してください。

この写真は栃木県日光市栗山の湯西川ダム建設現場です。この秋、9月の状況ですね。そして、湯西川ダムというのは鬼怒川のずっと上流のほう、支流になっています湯西川に造られる予定のダムです。高さが119メートル、幅が320メートルと、かなり巨大なダムなわけです。

本速記録末尾添付書面の図12を示す

17 では、評価書について聞いていきますけど、この分量等についてはどのような特徴があるんでしょうか。

湯西川ダムの環境アセスメントに関しては1985年に評価書が出されています。その中身を見ますと、事業の目的とか地域の概要、それから環境に及ぼす影響等が書かれております。それで、この特徴は、それぞれ分量がどのくらいの割合を占めているかというものをグラフで表してみました。そうすると、53%が地域の概要ですとか事業の目的ですとか事業に関することが書かれています。それから、32%

が現状調査の結果ですね。そして、環境アセスメントで最も大事な環境の予測と評価というのは、実はわずか6ページ、10%にしか満たないわけですね。環境保全対策に至っては、わずか2ページ、3%にしか満たない。それで、アセスメントの評価書自体が実質的には60ページしかない非常に短いものだと、これが特徴として言えると思います。

- 18 そうすると、短い上で、肝心の予測と評価、対策については分量が少ないので、こういう特徴があるわけですね。

はい、そうです。

本速記録末尾添付書面の図13を示す

- 19 調査については、どのような問題点がありますか。

まず、調査方法について申し上げますと、調査の目的、場所、方法、時期、回数、解析法などが不明、書かれていないということです。調査の目的というのは、例えば、ほ乳類を調べるんであれば、ほ乳類の何を知りたいのか、分布を知りたいのか、生息数を知りたいのか、生息環境を知りたいのか、そういう何を調べるかという目的が書かれていないので、調査としては、どうやって調べたのかが極めて分かりにくいというか、分からなものになっています。第三者が検証できない状態になっております。それから、もう1つは、環境影響を予測する場合の方法が不明だということです。これは、例えば、ほ乳類に何か影響があるのかということを判断する場合に、そのほ乳類、例えばクマならクマの生息範囲の中にダム建設によってどれだけの影響があるから影響があると判断するという、その判断基準が示されていないので予測の方法が不明なわけです。それから、その予測結果に基づいて評価をする、これは環境に大きな影響を与える、あるいは与えないと判断するための基準が書かれていない。これはアセスメントとし

てはかなり問題があるわけですね。したがいまして、この調査方法に
関して見ると、調査の目的等が不明というのが、実は科学的な調査で
はあり得ないことなわけです。それから、予測の方法、評価基準も不
明ということであるので、これは、科学的、合理的かつ適正に行なわ
れたものとは言い難いということです。

本速記録末尾添付書面の図14を示す

20 では、内容について聞いていきますけれども、水質についてはどのような問
題点がありますか。

1985年評価書の水質の項目を見てみると、水質の調査はわずか
2点でしか行なわれていません。しかも1978年と1981年の古
いデータを使用しているわけですね。それで、その記述では、BOD,
あるいは大腸菌群数は一部で環境基準を満たさないという記述が
あります。しかしながら、その調査結果を用いた予測と評価になって
きますと、ダムができることによって平均低水量が増加して、下流で
は水質改善につながりますということが書かれています。これは意味
不明です。改善になるとは私には思われません。それから、保全対策
に関しては、保全に配慮するという言葉が書かれているだけで、どの
ような配慮をするのかは具体的には書かれていないという問題があり
ます。そして、大きな問題としては、1985年の評価書の後で20
04年に環境調査がまた行なわれているのですが、そのときには既に、
BOD、大腸菌群数がかなり増大しているという結果が出ています。
したがって、この水質に関しましては、湯西川の上流にある温泉旅館
街からの排水、これが、もしダム湖ができた場合には、そこで水が停
滞して水質の悪化が容易に予想されるわけですが、そういう予測が
全くなされていないということで、大きな問題を含んでいます。

本速記録末尾添付書面の図15を示す

21 次に、地形・地質についてはどのような問題点がありますか。

地形・地質に関しては、調査地域の一般的な記述を述べただけで、ダムサイトがどういう地形・地質なのかに関してはわずか2行しか述べていない、ほとんど何も語っていないということです。そして、予測と評価に関しては、ここには貴重な地形・地質はないので、保全上何の問題もないというふうにされています。保全対策としては、これも言葉だけで適切な対策をとると書かれていますが、具体的な内容はありません。それで、問題点としては、この湯西川ダムの計画地域には、赤下地区などに、風穴、冷たい空気が出てくる洞穴ですね、それがある、その周辺にはまた貴重な植物があるんですが、これが見落とされているということです。ですから、ダムの影響に関して、地形・地質では見落としがあるということですね。これが大きな問題です。

本速記録末尾添付書面の図16を示す

22 植物についてはどのような問題点がありますか。

植物に関しては、植生図が示されているのですが、いつ作成された植生図かは不明です。それから、植生の概要は書いてありますが、この調査範囲にどんな植物があるのか、どんな貴重な珍しい植物があるのか、そういうリストがないし、記述もなされていません。そして、予測と評価に関しては、ダム湖ができて消滅する植物はそれ以外の周辺にもあるので問題はないというふうに書かれていますが、これは、予測でも評価でもないわけですね。保全対策としては、影響を少なくする配慮をすると。これも言葉だけで、具体性のあることは書かれていません。それで、問題点は、植物のリストを作らないまま、どんな植物がこの範囲にあるのかというものを示さないままに、影響はないとしているわけで、周辺にも同じような植生があるから影響はないという、こういうのは正にすり替えになるわけですね。きちんとした調

査がなされていないのに、影響はないということを言っていると。それから、後の環境調査では、レッドデータ集、絶滅のおそれのある種が実は35種類も見付かっているということで、1985年評価書の植物に関する調査がいかにずさんだったかということがこれによって分かるわけです。

- 23 このレッドデータブックというのは、レッドデータブック栃木という栃木県で発行しているものがあるんですけども、そういうしたものに掲載されているものということなんでしょうかね。

はい、そうです、栃木県版のレッドデータブックと、それから環境省が作成した国のレッドデータブックと2つあります。

本速記録末尾添付書面の図17を示す

- 24 動物についてはどのような問題点がありますか。

動物につきましては、1985年評価書で引用したデータというのが、比較的古い、4年ないし7年前のデータが使われています。そして記録種を羅列しただけで、1985年当時どのような生息状況であったのかに関しては記述されていません。そして、これも、予測と評価に関しては、植物と同様に、周辺には豊かな自然があるので影響はないというふうに、工事が行なわれる範囲のことは予測していないわけですね。それ以外のところの予測を述べているわけです。これは本来予測になっていないわけです。それから、保全対策としては、貴重種や注目種はいないので問題はない、保全に配慮すると。これも具体的な内容のないことが書かれています。問題点は、その周りに自然があるとすり替えてしまっている、そして、予測をしていないということですね。それで、動物の中でも鳥の場合には、新たなダム湖が出現するので水鳥が飛来して生息する場所になると書いていますが、その根拠は何も示されておらず、楽天的予想をしている、想像をしているだけに

過ぎないわけです。そして、この動物でも、後の環境調査でレッドデータブックに記載された絶滅のおそれのある種が記載されています。

本速記録末尾添付書面の図18を示す

25 自然景観についてどのような問題点がありますか。

自然景観につきましては、湯西川の流域で60%が日光国立公園の中に含まれるというふうに書かれています。そして、予測と評価に関しましては、この国立公園の中のわずか0.2%しか湛水区域には当たらないんだと、すなわち、そのダム湖で沈むのは国立公園の中のわずか0.2%であると書かれています。しかしながら、この日光国立公園の中に、より規制の厳しい第2種特別地域というのがあります。この第2種特別地域は湯西川の流域に設定されており、ダム湖によって水没するのは、その第2種特別地域の65%にも当たるんだということを全く触れていないこと、これは非常に問題があります。そして、保全対策としては、これも改変を少なくする配慮をする、緑化をするという言葉が並べられているに過ぎません。

本速記録末尾添付書面の図19を示す

26 ところで、本件地域には、猛きん類、クマタカ、イヌワシ等の生息が確認されているわけですけれども、それらについてはどのような問題点がありますか。

猛きん類についてお話ししますが、すみませんが、ここで、この年号に誤りがありまして、「(71年、72年調査)」と書かれておりますが、これは、1980年と1981年の間違いで、訂正いただければと思います。そして、猛きん類につきましては、1985年の評価書の中では、クマタカを記録した、イヌワシは記録できなかつたと、両方とも営巣はしていないというふうに書かれております。しかしながら、その後の2005年と2006年に行なわれた湯西川流

域の猛きん類の調査においては、結果としてクマタカが繁殖しています、イヌワシに関しては生息を確認しましたというデータが示されているわけです。それから、クマタカ、イヌワシを含めて9種類の猛きん類、これらはいずれもレッドデータブックに記載されている種ですが、これも記録されているというふうになっております。したがいまして、1985年の評価書の調査、これは1980年と1981年に行なわれた調査ですが、その中では、猛きん類について、特にクマタカの繁殖、イヌワシの生息を見落としていた可能性が高いと思われます。発見されるまで20年近く間がありますが、日本全体では猛きん類は大分生息状況が悪化しておりますので、新たに2005年、2006年にすみついたということは考えにくい。むしろ見落としていたと。そして、猛きん類調査に関しては、1985年の環境アセスメントのときに、きちんとアセスメントの中で行なわれるべきであって、後で行なわれる猛きん類調査で調べるべきものではないと、もっとちゃんとアセスメントでやるべきだということが言えます。

27 ここに「湯西川流域猛禽類調査検討業務報告書（2005, 2006）」とあるのは、甲D第22号証中にある参考資料の甲D第15号証及び甲D第16号証ということでおろしいですかね。

はい、そのとおりです。

本速記録末尾添付書面の図20及び図21を示す

28 以上のことから湯西川ダムの環境アセスメントの問題点をまとめるとどういうふうになるんでしょうか。

湯西川ダムの評価書の問題点につきましては、1つは1985年当時の現地調査がなされておらず、4年から7年前のデータで示されていますが、その調査方法が全く分からず、第三者が検証することができないような状態になっています。それから、環境影響予測とその評

価が極めてずさんであって、予測は根拠のない想像が並べられている。その結果、評価もほとんどなされていないということです。そして、3番目として、環境保全対策に関しては、言葉が並べられているだけで、具体的な内容が何もないということです。4番目としては、これは、先に環境への影響はないという結論がある、そして、アセスメントが終わってから調査を追加してデータを補っていくというふうになっておりまして、正に環境アセスメントを形骸化させているという非常に大きな問題があるわけです。そして、これをまとめてみると、湯西川ダムの環境影響評価書、1985年評価書ですが、これは、調査方法が不明な4年ないし7年前のデータを用いて、環境や生物への影響予測と評価は科学的ではなく、保全対策も内容がないと。調査、予測、評価が論理的に一貫しておらず、科学的で適正に行なわれていないため環境アセスメントの名に値しないものであるというふうに言うことができると思います。

本速記録末尾添付書面の図2.2を示す

29 次に、思川開発事業に関する環境アセスメントについて聞きます。これは「南摩ダム」というふうになっていますけれども、思川開発事業の中核、ほぼ中核的な施設が南摩ダムであるから、以下は南摩ダムということで総称するということで「南摩ダム」と書いてあるということでよろしいでしょうか。

はい、そのとおりです。思川開発事業というのは、もともとは、南摩ダム以外にも、行川ダム、東大芦川ダムという合わせて3つのダムがあって、それを導水路で結ぶという計画だったわけです。しかしながら、既に行川ダムは中止、東大芦川ダムも中止ということになって、思川開発事業自体が、もはや最初の計画どおりにはなっていない、計画が大幅に変わったということになるわけです。そうしますと、現在の環境影響評価法では、これだけ大きな計画の変更があれば環境アセ

スメントのやり直しをしなければならないと定められています。したがいまして、この南摩ダムに関しては環境影響評価を再度行なうべきものというふうに考えられます。

本速記録末尾添付書面の図2・3及び図2・4を示す

- 30 南摩ダムの環境アセスメントの根拠、先ほど湯西川ダムのところでも多少聞いたんですけども、これについては問題点が幾つかありますね。
- はい。

- 31 それについて説明してください。

南摩ダムに関しては、当時の建設省の1985年技術指針というものに基づいてダムの環境アセスメントが行なわれているわけです。この1985年の技術指針には多くの問題点が含まれています。湯西川ダム、あるいはそれ以前の八ツ場ダムで使われたのは1978年の技術指針でしたが、それも非常に問題のある技術指針ですが、1985年の技術指針は更に問題点が大きくなってしまいました。1つは、環境アセスメントの対象とする環境要素が限定されているということです。水質汚濁、地形・地質、植物、動物、景観の5項目についてアセスメントをすればいいということになってしまい、ダム工事で発生する騒音ですとか振動ですか、こういった工事にかかわる影響が除外されてしまったという問題が1つあります。それから、2番目としては、予測を行なう環境要素の設定基準がかなり限定されてしまったと。申しますのは、地形・地質、動物、植物については、学術的な価値の高いもの、天然記念物に指定されているもの等、こういったものだけになってしまったわけですね。そして、予測するための方法は、貴重な種、貴重な植物群落の消滅又は改変の程度、これも限定的な使い方になってしまったわけです。その結果、普通の種類の生き物や、その生息環境に関しては影響予測や評価がなされないという、とても偏つ

た指針になってしまったわけです。それから、予測の時期なんですが、どの時期の影響を予測するのか、これは、ダムの工事が完了して、ダムの貯水池の運用を行なう時期ということになってしまったわけです。ダム工事の際、大規模な土木工事を行なう場合にはアセスメントは必要がないんだと、騒音や振動に対しては必要がない、ダムができた後で影響を予測すればいいということになってしまったので、これも非常に偏りが出てしまったということです。それから、4番目の評価の仕方としては、Aとして、全国価値のあるものは努めて保全する、それから、Bとして、都道府県的価値のあるものは相当程度保全する、それから、Cとして、市町村的価値のあるものは影響を努めて最小化するという、非常に抽象的な言い方になっていますので、非常に恣意的な評価ができるということです。全国的に価値のある珍しい植物ならば努めて保全すると。しかし、どの程度保全するのかに関しては明確ではないため、これは恣意的な評価にならざるを得ないと、こういうことで、1985年の技術指針というのは大きな問題を含んでいて、環境アセスメントの指針として適當ではない、不適當であると言わざると得ないと思います。

本速記録末尾添付書面の図2.5を示す

32 次に南摩ダムの評価書の内容について聞いていきますが、この分量にはどのような特徴がありますか。

南摩ダムの評価書に関しては全部で400ページあります。先ほどの湯西川ダムが60ページ程度、それから、比較の対象として八ツ場ダムのアセスメント評価書を挙げると、あれは75ページでした。ですから、1980年代の2つのダムの評価書に比べれば非常に分量も多くなったという特徴があります。そして、予測結果の内容ですか、評価結果の内容というものが23%を占めているということで、先ほ

どの湯西川は10%でしたから、まあ、2倍ちょっとになっています。しかし、この予測や評価の中身が進歩したのかというと、そうではなくて、これは、繰り返しの表現が多いため分量が大きくなっているということに過ぎません。そして、環境保全対策というのは、400ページのうち、わずか2ページしかないという、この点は昔のままだというふうに言うことができます。分量は増えましたが、中身が進歩したわけではないということです。

本速記録末尾添付書面の図26を示す

33 次に、調査方法についてはどのような問題点がありますか。

まず、動植物の調査方法について見ていきますと、先ほどの湯西川ダムと同様に、調査の目的、詳しい目的ですか目標、実施した日時、詳しい方法や調査ルート、そういうたった基本的な情報が書かれていないので、これは科学的な調査と言うことはできません。例えば、猛きん類、あるいはブクロウ類ですね、夜に活動する猛きん類の調査は当然夜に行なわなければいけませんが、調査が行なわれたのは何時から何時までなのかが分からないと、こういったことです。それから、1985年の技術指針に従って学術上の重要な種のみを記述している、そのほかはリストを示したに過ぎないということです。ですから、調査地域にすんでいる生物と環境との関係、生物の種間の関係、あるいは生態系の影響予測というものは全くなされていない、環境影響評価で重要な点が抜け落ちているということになるわけです。

本速記録末尾添付書面の図27を示す

34 次に、調査結果についてはどんな問題点があるんでしょうか。

これも、動植物について見ますと、古いものでは十二、三年前のデータ、新しいもので一、二年前のデータが混在しているということですね。しかしながら、科学的な調査では、十二、三年前のデータであれ

摩川流域の周辺には、生育（生息）に適する環境が広く分布し、その環境が維持される。したがって、ダム建設による影響は少ない」というふうに書かれています。これは、対象種すべてに関して同じ記述になっているわけです。

本速記録末尾添付書面の図2.9を示す

36 予測評価の対象種、この選定については問題点がありませんか。

対象種としては重要な種というもののみを取り上げていますので、大変少なくなっています。植物は5種、ほ乳類が7種、鳥類が6種、両生・は虫類は3種、昆虫類が4種、それで、魚類には重要種はないということで予測も評価もされていません。

本速記録末尾添付書面の図3.0及び図3.1を示す

37 そのうちのギンバイソウについて予測と評価の問題点を説明してください。

これが南摩ダムが予定されている思川流域の調査範囲を示しております。それで、このぎざぎざの線が、ダムが建設された場合に、湛水区域、すなわちダム湖になって水没する地域なわけです。この中で希少な重要種として挙げられた植物を調査した結果、ギンバイソウに関しては調査範囲の中1か所でのみ記録されたとなっています。そして、それは湛水区域、ダム湖ができる範囲なので、当然これは水没してしまうということになるわけです。それで、ギンバイソウに関しては、調査対象区域内のスギ・ヒノキ植林地内の1か所のみで記録がある、これが調査結果ですね。そして、影響予測としては、「この場所は湛水区域に含まれるためダム建設により消滅する」、これはこのとおりなわけです。しかしながら、評価として書かれていることには大きな問題があります。「工事実施関連区域の上下流や南摩川流域の周辺には、ギンバイソウの生育に適する沢沿いのスギ・ヒノキ植林等が広く分布し、その現状が維持されるので、ダム建設による影響は少な

い」と書かれているんですね。1か所しかない、そして、それが水没して消えてしまう、なのに、生息に適する環境があるから影響は少ないと、これは非常に問題というか、論理矛盾があるわけですね。

本速記録末尾添付書面の図32及び図33を示す

38 次に、ヤマネについて予測と評価の問題点を説明してください。

ヤマネに関しては、実際には観察記録は得られていません。しかしながら、ヤマネが生息できる可能性のあるコナラ林が調査地域内に散在するということで予測と評価の対象になっています。それで、ヤマネに関しては、「生息の可能性のあるコナラ林が小規模に散発的に分布し」、これが調査結果で、「湛水区域や工事に関わる部分に該当した場合には消失するが」、これが影響予測です。それで、評価としては、「工事実施関連区域の上流や南摩川流域周辺の分布域の大部分は現状が維持されるので、ダム建設による影響は少ない」、こういうふうに評価されているわけです。ここで、この南摩ダムの環境アセスメントの調査区域というのがこの一番外側の線で囲んだ地域ですね。それから、このぎざぎざで示したのが湛水区域で、ダム湖によって水がたまるところです。その間に引かれている線が工事区域ということになるわけです。ですから、工事区域の上下流、南摩ダムの周辺は現状維持されると書かれているんですが、実は、この範囲がよく分からないんですね。ギンバイソウは1か所だけしか見付かってなかったんですが、これは水没して消えてしまう。しかしながら、ギンバイソウが生育できる環境は、工事区域の上下流、あるいは南摩川流域周辺にたくさんあると。これが工事区域内のことだったら論理矛盾ですね。1か所しかなくて消えるものが、環境があるから残っているというのは論理的に矛盾があるわけです。もし、この工事区域の上下流、南摩川流域周辺というのが、もっと広い範囲、調査区域を想定しているんであ

れば、これはすり替えになってしまうわけです。調査区域以外に幾ら生息環境があつたからといって、調査範囲の影響は調査区域外への影響ではないですから。こういうふうにすり替えられているわけですね。

本速記録末尾添付書面の図35を示す

39 地形・地質、景観、水質について問題はありませんか。

地形・地質につきましても、学術的に重要なものはない、特殊なものはないということで評価はされていないわけですね。それから、景観に関しては、ここの「隣地」というのは、林地の間違いです。ダムは周辺の森や林と調和するんだということです。それから、ダム湖は、山間にできる沼や湖の景観を新たに形作る、むしろいいことだというふうに書かれているわけです。しかしながら、この南摩ダムというのは、里山から奥山に掛けての自然景観や、田園風景を破壊するものであると。この点に関しては何ら触れていない。それから、水質に関しては影響はないというふうに書かれていますけれども、流れる水がダムによってせき止められてたまり水になった場合には、必ず富栄養化現象が起きて水質汚染が始まると、この件に関しては全く触れられていないと、こういう問題があります。

本速記録末尾添付書面の図36を示す

40 次に、保全対策についての問題点はありませんか。

保全対策は、400ページの報告書の中でわずか2ページしかありません。そして、これは、入念な保全対策を行なうとか、影響を極力少なくするように配慮するとか、あるいは適切な措置を講ずるとか、こんなふうに抽象的な表現が多くて、言葉を羅列しただけで、具体的な内容がないということです。結局のところ、先に環境への影響は少ないと、いう結論が決まっているので、具体的な保全対策を示すことがで

きないということですね。こういうふうに形骸化したアセスメントでは環境保全対策を具体的に示せなくなってしまうと、こういうことが起きてしまうわけです。

本速記録末尾添付書面の図37及び図38を示す

- 41 以上述べていただいた南摩ダムの環境アセスメントの問題点をまとめると、どうになりますか。

結論といたしまして、南摩ダムの1993年の環境影響評価書に関しては、1985年技術指針という旧建設省の指針に基づいて行なった結果、環境アセスメントとしては大変不十分で的外れな内容になってしまったということが挙げられます。それから、2番目としては、具体的な調査目的、方法など、科学的調査に必須の情報が欠落していること、3番目としては、影響予測と評価の対象が偏ってしまったこと、それから、地域の環境と生物相全体、それから生態系の視点、欠落しているという問題があります。また、動植物については、同じ予測と評価を同じ言葉で繰り返しているだけで、論理的な矛盾があり、すり替えがあるということが指摘できます。それから、環境保全対策は言葉ばかりで内容が伴っていないということ、それで、結局は環境アセスメントを形骸化させるものになっていますし、1993年4月に成立した種の保存法、それから1993年5月に日本政府が批准した生物多様性条約、こうした野生生物に関するもの、それから環境アセスメントの問題を含むもの、法律ですとか国際条約の中身を反映していない。同じ1993年12月にこの評価書が出されたわけですから、こうした種の保存法や生物多様性条約に書かれているものを本来はきちんと守らなければいけない、しかしながらそれらに反しているということが指摘できます。

本速記録末尾添付書面の図39を示す

42 結局、南摩ダムの環境アセスメントに対してはどういう評価が妥当するんでしょうか。

1993年の南摩ダムの評価書に関しては、調査は不十分で、影響予測と評価はずさんであり、保全対策も内容がない、また、これらが論理的に一貫していないことから、南摩ダム建設による環境や生物の影響予測及び評価は科学的、合理的で適正なものではなく、環境アセスの名に値しないものであるということが言えると思います。

43 証人は、本件で問題となっている3つのダム事業、八ツ場ダム建設事業、湯西川ダム建設事業、それから思川開発事業についての環境アセスメント、これらについて意見書を作成されているわけですけれども、多くの自然保護問題にかかわってこられた経験からどのようにお考えでしょうか。

八ツ場ダム、それから湯西川ダムに関しては、1985年に評価書が出され、南摩ダムに関しては1993年に評価書が出されています。そして、現在に至るまで、当時から比べれば、調査の道具類、機械類、コンピューター等は非常に発達しましたし、環境アセスメントを行うコンサルタントも非常に大型化しております。一方では、生物多様性条約が批准され、環境影響評価法が制定されたわけですね。こういった社会的背景がありながら、現在でも、環境アセスメントの結論というのは、環境への影響は軽微である、代償措置で保全が可能である、事後調査で監視する、こういう結論になっているアセスメントがほとんどなので、八ツ場ダム、湯西川ダム、南摩ダムの時代の環境アセスメントとほとんど変わらない、内容は進歩していないということを言えます。データだけは大量に集められるようになったが、結論は同じく形骸化している結論しか引き出されていない。なぜこういうことが起きているかというと、やはり、1985年、1993年の評価書がきちんと検証されてこなかったというふうに言うことができます。

きます。この検証を行なって問題点を明らかにして反省して初めてきちんととした環境アセスメントができるようになるはずです。そのためには、やはり司法による判断が必要ですし、それに基づいて法制度を変える、法の運用を改善していく、こういうことによって初めて科学的で合理的で適正な環境アセスメントに生まれ変わることができますといふふうに思われますので、司法による判断というのはとても大事なものだというふうに考えています。

裁判官（新村）

44 今、証言で、湯西川ダムに関する環境影響評価書の問題点を指摘されたと思うんですけども、その前提になりましたのが1985年当時の行政が出した指針であるということを証言されたということでよろしいですね。

湯西川ダムに関して1985年技術指針で評価が行なわれた、そのとおりです。

45 それで、その行なわれた環境影響評価自体は、その指針には沿ったものであったということでよろしいんですか。

指針にすっかり沿ったものではなくて、それを基に、許容範囲の中で多少変えたりはしているといふふうに言うことができます。大筋としては沿ったものといふふうに言っていいと思います。

46 南摩ダムと八ツ場ダムに関しても当時の指針には沿っていたということはよろしいんでしょうか。

1978年の指針ですと、実は環境予測として10項目が挙げられていました、これには、騒音とか振動ですとかが入っていたんですが、それらは、八ツ場ダムでも湯西川ダムでも実はなされていないんですね。ただ、その指針自体が10項目を必ずやれといふふうには表現されていないので、5項目だけを選んだということなので、最低のことはしている。それから、その1978年指針では、ダムの工事とダム

が存在することと、それから、ダムの運用、水をためることの各段階で評価することを原則とするとなっていますが、それもその最大限は使われてなくて、その中の1つしか使っていないということで、指針を最大限に守ったわけではなくて、原則という場合には、必ずしも原則すべてを貫いたわけではないということです。

原告ら代理人（大木）

甲D第22号証を示す

47 この1ページ目を見てください。これは湯西川ダム環境影響評価書に関する意見書なんですけれども、湯西川ダムの評価書は1985年にできていますよね。

（うなずく）

48 評価書ができたのが1985年ですから、アセスメント手続は既にその前から始まっているわけですよね。

はい。

49 ですから、湯西川ダムの評価書自体は1985年の技術指針には基づいていないんじゃないでしょうか。むしろ1973年でのやつでいい。

はい、そのとおりです。湯西川ダムに関しては、1978年技術指針に基づいているということになります。

50 とにかく何かの根拠に基づいて当時の建設省がやったわけですけれども、基づいてやったのがこの技術指針であって、そこで盛られている内容というんですかね、それは、証人から見て、正当に、その技術指針の言うとおりの内容となっているんでしょうか。

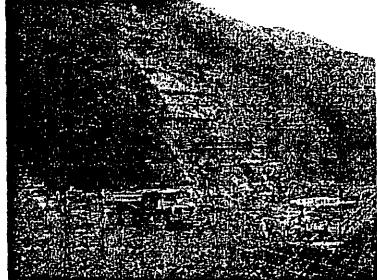
環境アセスメント自体は、科学的で合理的で適正に行なわれる、これはもう原則ですので、まず、アセスメントはこれが貫かれなければならないわけです。しかしながら、1978年技術指針も1985年技術指針も、科学的で合理的で適正なアセスメントを行なうにはかなり

不十分なものとなっています。そして、1978年の技術指針よりも
1985年のほうが更に後退してしまったために、アセスメントの基
準として使うためにはとてもよくない、合理的でないものになってい
ると言うことが指摘できます。

宇都宮地方裁判所第1民事部

裁判所速記官 薄井浩子 

湯西川ダムと南摩ダム 環境アセスメント評価書の問題点



花輪伸一（WWFジャパン）

1

湯西川ダムと南摩ダム 環境アセスメント評価書の問題点

- ・証人の経歴
- ・環境アセスメントについて
- ・湯西川ダム環境評価書の問題点
- ・南摩ダム環境影響評価書の問題点
- ・まとめ

2

証人の経歴

- ・1949年仙台市生まれ
- ・東北大学理学部生物学科(動物生態学)
鳥類 1969-1974
- ・東京農工大学修士課程(自然保護学)
鳥類・哺乳類 1976-1978
- ・(財)日本野鳥の会(1979-1991)
- ・(財)世界自然保護基金(WWF)ジャパン
(1991-)

3

証人の経歴

- 環境アセス意見書など
- 湿地関連
- 藤原千拓、藤前干潟埋立、吉野川架橋など
- 沖縄関連
- 新石垣空港、普天間代替施設、浦添埠頭埋立など
 - アセス学会沖縄大会シンポジウム講演
- アセス制度
- 環境省戦略アセス検討会意見陳述(2007)
- 著作
- (共著)ニライ・カナイの島じまー沖縄の自然は今ー、豪華書店、1988.
 - (共著)有明海の生き物たち、豪華書店、2000.
 - 日本の干潟の現状と未来、地球環境11(2)235-244、2006
 - (共著)世界遺産屋久島ー亜熱帯の自然と生態系ー、朝倉書店、2006
 - やんばるの森とジュゴンの海の保全、道伝61(5)76-79、2007

4

環境アセスメントについて

・アメリカ

NEPA(National Environment Policy Act)
国家環境政策法 1969.12制定, 1970.1施行
環境に影響を与える国の行為(法律, 勧告, 提案等)には、詳細な環境報告書が必要

開発が環境に与える大きな影響を未然に防止する目的

5

環境アセスメントについて

日本(公害・自然破壊の未然防止=60年代の反省)

- ・ 1972 閣議了解「各種公共事業に係わる環境保全対策について」
- ・ 1981 「環境影響評価法案」国会提出
複数回の提出 → 1983 廃案
- ・ 1984 閣議決定「環境影響評価の実施について」
閣議アセス = 行政指導
- ・ 1997 「環境影響評価法」制定 1999 施行

6

環境アセスメントの目的

- ・ 環境変化の可能性を住民に知らせる
➡ 開発の経済的なメリットと環境悪化のデメリットを明確にする
- ・ 意志決定の判断材料を提供する
➡ 事業者と住民が合意形成を図る手段

7

環境アセスメントの内容

- ・ 調査
科学的な方法で環境や生物の調査を行う。
- ・ 予測
調査結果にもとづいて環境や生物への影響を予測する。
- ・ 評価
予測結果にもとづいて事業を見直す。

8

ダムの環境アセスメント

- ①ダム本体および関連工事(道路など)が大規模
 - ②ダム建設により、上流(ダム湖、堆砂)、下流(流量変動)、海岸(土砂、栄養分)にまで大きな影響を及ぼす
 - ③ダム建設の賛否、水没地域の移転や補償などで対立、地域社会の分断が起こりやすく、共同体の崩壊につながる
- ↓
- 影響の科学的かつ適正な評価→環境アセス

9

環境アセスに関する技術指針(ダム)

閣議了解(1972)

- ・78年技術指針案(建設省)
ハッ場ダム評価書(1985)
湯西川ダム評価書(1985)
- ・閣議決定(1984)=閣議アセス
・85年技術指針(建設省)
南摩ダム評価書(1993)

10

湯西川ダム

栃木県日光市
栗山

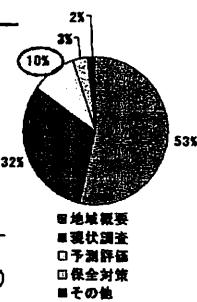


形式 重力式コンクリートダム
堤高 119.0m
堤頂長 320.0m

11

湯西川ダム 85年評価書のページ配分

章	内容	ページ数
第1章	事業の目的及び概要	
S 1	地域の概要	22
S 2	事業の目的	4
S 3	事業の概要	6
第2章	環境に及ぼす影響	325
S 1	環境影響要因と環境項	1
S 2	環境の現状	19
S 3	環境の予測と評価	5
第3章	環境保全対策	2
計60p(実質)		



12

湯西川ダム 85年評価書の問題点(1)

調査方法について

- ・調査の目的、場所、方法、時期、回数、解析法などが不明
- ・影響予測の方法が不明
- ・予測結果の評価基準が不明



科学的な調査ではあり得ない
科学的、合理的かつ適正に行われていない

13

湯西川ダム 85年評価書の問題点(2)

水質

調査結果: 2地点のみ、1978、1981の古いデータを使用、BOD、大腸菌群数は一部で基準を満たさない。

予測と評価: 平均低水量が増加し下流では水質改善になる(?)。

保全対策: 保全に配慮する。

問題点: 温泉排水によるダム湖の水質悪化を予測せず、2004年にBOD、大腸菌群数増大。

14

湯西川ダム 85年評価書の問題点(3)

地形・地質

調査結果: 一般的な記述、ダムサイトは2行。
予測と評価: 貴重なものはない、保全上問題ない。

保全対策: 適切な対策をとる。

問題点: 赤下地区などの風穴、重要植物を見落とす。ダムの地形・地質への影響について述べていない。

15

湯西川ダム 85年評価書の問題点(4)

植物

調査結果: 植生図(出典不明)とその概要のみ、植物リスト、希少種リストなし、記述もなし。

予測と評価: 消滅する植物は周辺にもあるので、問題はない。

保全対策: 影響を少なくする配慮。

問題点: 植物リストがないのに影響はないとしている。周辺にもあるとすり替え。後の調査でRDB種が35種。

16

湯西川ダム 85年評価書の問題点(5)

動物

調査結果: 古いデータが多い。記録種を羅列するのみ。生息状況の記述はない。
予測と評価: 周辺には豊かな自然があるので影響はない。
保全対策: 貴重種、注目種はいないので、問題はない。保全に配慮する。
問題点: 周辺に自然があるとすり替え。予測をせず。新たなダム湖も同様。後にRDB種。

17

湯西川ダム 85年評価書の問題点(6)

自然景観

調査結果: 流域の60%が日光国立公園。
予測と評価: 滞水区域は公園全体の0.2%でわずか。
保全対策: 改変を少なくする配慮、緑化。
問題点: 滞水区域は、第2種特別地域の65%を占めることに触れず。

18

猛禽類について

85年評価書

- クマタカを記録、イヌワシは未記録、営巣はしていない(71,72年調査)。
- 湯西川流域猛禽類調査検討業務報告書(2005, 2006)
- クマタカが繁殖、イヌワシの生息確認
- 9種の猛禽類(RDB種)を記録



85年評価書で見落とし・猛禽類
調査はアセスで行われるべき

19

湯西川ダム 85年評価書の問題点 結論

- 1985年当時の現地調査がなされていない。4~7年前のデータで調査方法が不明。
- 影響予測と評価が杜撰である。予測は根拠のない想像であり、その結果、評価もほとんどなされていない。
- 環境保全対策は内容がない。
- 環境アセスメントを形骸化させている。先に結論ありき、追加調査でデータ補足。

20

湯西川ダム 85年評価書 評価

湯西川ダム環境影響評価書(85年評価書)は、調査方法が不明な4~7年前のデータを用い、環境や生物への影響予測と評価は科学的でなく、保全対策も内容がない。

調査、予測、評価が論理的に一貫しておらず、科学的で適正に行われていないため、

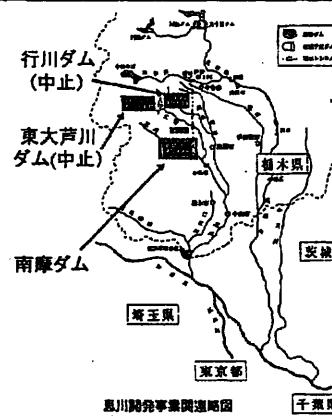
環境アセスの名に値しないものである。

21

南摩ダム

鹿沼市
上南摩

型式 ロックフィルダム
堤高 86.5 m
堤頂長 382.0 m



22

南摩ダム 85年技術指針の問題点(1)

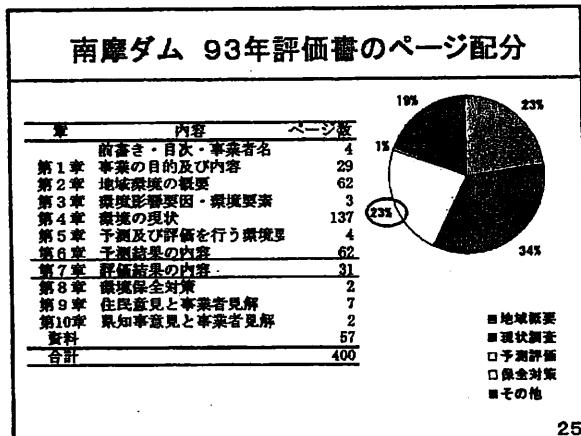
1. アセスの対象とする環境要素が限定された。
「水質汚濁、地形・地質、植物、動物、景観」の5項目
→ ダム工事の「騒音、振動」が除外された。
2. 予測を行う環境要素の設定基準が限定。
・地形・地質、動物、植物については「学術的価値の高いもの、天然記念物に指定されているもの等」
・予測方法は「貴重種、貴重群落の消滅の有無または変更の程度。
→ 普通種とその生息環境が除外された。

23

南摩ダム 85年技術指針の問題点(2)

3. 予測の対象時期
「工事が完了し、ダム貯水池の運用を行う時期」
→ 工事、設置(存在)、供用の各段階ではない。
4. 評価の方法
 - A. 全国的価値: 努めて保全する
 - B. 都道府県的価値: 相当程度保全する
 - C. 市町村的価値: 影響を努めて最小化する
→ 抽象的で、恣意的な評価になる。

24



- 南摩ダム93年評価書の問題点**
- 1. 調査方法(動植物)**
1. 調査の目的、目標、実施の日時、詳しい方法、調査地点やルートなど基本的な情報が書かれていない。
 ➡ 科学的な調査ではない。
 2. 学術上の重要種のみを記述し、他はリストのみ。
 ➡ 環境と生物、種間関係、生態系への影響予測ない。
- 26

- 南摩ダム93年評価書の問題点**
- 2. 調査結果(動植物)**
1. 12-13年前と1-2年前のデータが混在。
 ➡ 文献と現地調査を区別すべき。
 2. データが不足。調査が不足。
 ➡ 追加調査(2002年)で、
 植物 828→1,159種 哺乳類 17→25種
 鳥類 70→100種 両生・爬虫17→21種
 昆虫 701→1,129種 魚類 16→16種
 水生昆虫 188→166種(?)
- 27

- 南摩ダム93年評価書の問題点**
- 3. 予測と評価(動植物)**
1. 予測:『生育(生息)に適する環境が、湛水域では水没により消失し、また、工事実施関連区域では工事に関わる区域に該当した場合は消失する』
 2. 評価:『工事実施関連区域の上下流や南摩川流域の周辺には、生育(生息)に適する環境が広く分布し、その環境が維持される。したがって、ダム建設による影響は少ない』
- ➡ 対象種すべて同様の記述
- 28

予測・評価の対象種

- 植物：トキホコリ、セツブンソウ、フタバアオイ、キンバイソウ、ヤワタソウ(5種)
- 哺乳類：ニホンザル、ムササビ、ヤマネ、ツキノワグマ、ハクビシン、ニホンジカ、ニホンカモシカ(7種)
- 鳥類：オオタカ、ハチクマ、ハリオアマツバメ、ヤマセミ、カワセミ、クロジ(6種)
- 両生・爬虫類：イモリ、タゴガエル、カジカガエル(3種)
- 昆虫類：ムカシトンボ、タイコウチ、ミズカマキリ、ゲンジボタル(4種)

29

例1 ギンバイソウ

調査範囲内で、
1か所のみ。
湛水区域内



30

例1 ギンバイソウ

調査対象区域内のスギ・ヒノキ植林地内の
1か所でのみ記録がある(調査結果)。

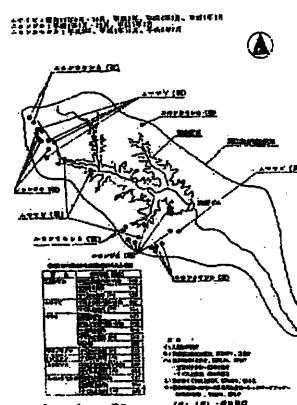
この場所は湛水区域内に含まれるためダム建設
により消滅するが(影響予測)。

工事実施関連区域の上下流や南摩川流域
の周辺には、ギンバイソウの生育に適する沢
沿いのスギ・ヒノキ植林等が広く分布し、その
現状が維持されるので、ダム建設による影響
は少ない(評価)。

31

例2 ヤマネ

生息の可能性の
あるコナラ林が
該在する
(観察記録は無)



32

例2 ヤマネ

生息の可能性のあるコナラ林が小規模に散発的に分布し(調査結果)、湛水区域や工事に関わる部分に該当した場合には消失するが(影響予測)、工事実施関連区域の上流や南摩川流域周辺の分布域の大部分は現状が維持されるので、ダム建設による影響は少ない(評価)

33

「学術上重要な」動植物の全種について、根拠のない予測、評価がなされ、論理矛盾があり、すり替えがある

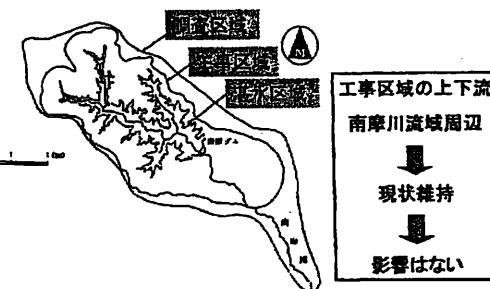


図4.8-1 南摩ダムの環境影響評価対象区域

34

南摩ダム93年評価書の問題点 4. 地形・地質、景観、水質

- (1) 地形・地質
重要、特殊なものはない
 - (2) 景観
ダムは周辺の隣地と調和、
ダム湖は山間の湖沼景観
 - (3) 水質
影響はない
- 里山から奥山
にかけての自
然景観、田園
風景の破壊
- 流水から止水
に変わることに
より富栄養化
が進む

35

南摩ダム93年評価書の問題点 5. 保全対策

- わずか2ページのみ
- ・「入念な保全対策を実施」
 - ・「影響を極力少なくするよう
に配慮」
 - ・「適切な措置を講ずるなど」。
- 抽象的な表現が多く、言葉
を羅列しただけで、具体的な
内容がない。
- 先に、環境への影
響は少ないという
結論が決まってい
るので、具体的な
保全対策を示すこ
とができる。

36

南摩ダム 93年評価書の問題点 結論

1. 85年技術指針により、環境アセスとして、不十分で的外れな内容となっている。
2. 具体的な調査目的、方法など、科学的調査に必須の情報が欠落している。
3. 影響予測と評価の対象が偏り、地域の環境と生物相全体、生態系の視点が欠落している。

37

南摩ダム 93年評価書の問題点 結論

4. 動植物について、同じ予測と評価を繰り返すだけで、論理矛盾、すり替えがある。
5. 保全対策に内容がない。
6. 環境アセスメントを形骸化させるものである。
7. 種の保存法(1993.4)、生物多様性条約(1993.5)に反する。

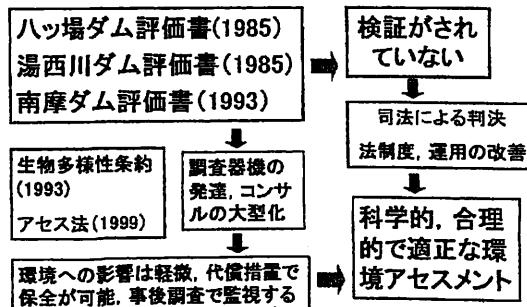
38

南摩ダム 93年評価書 評価

調査は不十分で影響予測と評価は杜撰であり、保全対策も内容がないこと。
また、これらが論理的に一貫していないことから、南摩ダム建設による環境や生物への影響予測および評価は、科学的・合理的で適正なものではなく。
環境アセスの名に値しないものである。

39

まとめ



40